



# 山形県公報

平成16年3月31日(水)

号 外(22)

## 目 次

### 規 則

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則..... (雇用労政課) ... 1

## 規 則

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 山形県規則第34号

山形県職業転換給付金支給規則の一部を改正する規則

山形県職業転換給付金支給規則(昭和41年12月県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 基本手当の日額は、別表第2に掲げる支給対象者の居住する地域の級地区分に応じ次に定める額とする。

- (1) 1級地 4,310円
- (2) 2級地 3,930円
- (3) 3級地 3,530円

第4条の2第3項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第8条中「職業能力開発促進センター所長」を「公共職業能力開発施設の長」に、「毎月5日」を「毎月5日(県外に所在する公共職業能力開発施設の長にあっては7日)」に改める。

別表第2の備考第1項中「山形市に居住する者を除き」を「別表第2に掲げる支給対象者の居住する地域の級地区分が3級地に該当する者であって」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

### 別表第2

| 級 地     | 都道府県名  | 市 町 村 名  |
|---------|--|--|
| 1 級 地   | 北 海 道  | 札幌市、江別市  |
|         | 宮 城 県  | 仙台市  |
|         | 埼 玉 県  | 川口市、さいたま市、所沢市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、和光市、新座市  |
|         | 千 葉 県  | 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市   |
|         | 東 京 都  | 区の存する地域、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市 |
| 神 奈 川 県 | 横浜市、横須賀市、川崎市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、座間市、三浦郡葉山町 |  |

|     |      |   |
|-----|------|---|
|     | 愛知県  | 名古屋市  |
|     | 滋賀県  | 大津市   |
|     | 京都府  | 京都市、宇治市、向日市、長岡京市  |
|     | 大阪府  | 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、四条畷市、交野市、泉北郡忠岡町 |
|     | 兵庫県  | 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市   |
|     | 岡山県  | 岡山市、倉敷市   |
|     | 広島県  | 広島市、呉市、福山市、安芸郡府中町   |
|     | 福岡県  | 福岡市、北九州市  |
| 2級地 | 北海道  | 函館市、旭川市、小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、夕張市、岩見沢市、苫小牧市、千歳市、登別市、恵庭市、北広島市  |
|     | 青森県  | 青森市   |
|     | 岩手県  | 盛岡市   |
|     | 宮城県  | 塩竈市、名取市、多賀城市  |
|     | 秋田県  | 秋田市   |
|     | 山形県  | 山形市   |
|     | 福島県  | 福島市   |
|     | 茨城県  | 水戸市、日立市、土浦市、古河市、取手市   |
|     | 栃木県  | 宇都宮市、足利市、   |
|     | 群馬県  | 前橋市、高崎市、桐生市   |
|     | 埼玉県  | 川越市、熊谷市、岩槻市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、春日部市、志木市、桶川市、富士見市、上福岡市、八潮市、三郷市、入間郡大井町、入間郡三芳町                                    |
|     | 千葉県  | 野田市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市  |
|     | 東京都  | 羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町   |
|     | 神奈川県 | 海老名市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、高座郡寒川町、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡開成町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄下郡箱根町、足柄下郡真鶴町、足柄下郡湯河原町、津久井郡城山町                  |

|      |   |
|------|---|
| 新潟県  | 新潟市、長岡市   |
| 富山県  | 富山市、高岡市   |
| 石川県  | 金沢市、小松市   |
| 福井県  | 福井市   |
| 山梨県  | 甲府市   |
| 長野県  | 長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市   |
| 岐阜県  | 岐阜市、多治見市、大垣市、瑞浪市、土岐市、各務原市、土岐郡笠原町  |
| 静岡県  | 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、熱海市、伊東市、富士市   |
| 愛知県  | 豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、刈谷市、豊田市、安城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、西春日井郡西枇杷島町、西春日井郡師勝町、西春日井郡清洲町、西春日井郡新川町 |
| 三重県  | 津市、四日市市、松阪市、桑名市   |
| 滋賀県  | 草津市   |
| 京都府  | 城陽市、八幡市、京田辺市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町  |
| 大阪府  | 泉佐野市、富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、泉南市、大阪狭山市、三島郡島本町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、南河内郡美原町   |
| 兵庫県  | 加古川市、高砂市、加古郡播磨町   |
| 奈良県  | 奈良市、橿原市、生駒市   |
| 和歌山県 | 和歌山市  |
| 鳥取県  | 鳥取市   |
| 島根県  | 松江市   |
| 岡山県  | 玉野市   |
| 広島県  | 三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸郡坂町、安芸郡海田町   |
| 山口県  | 下関市、宇部市、山口市、防府市、岩国市、周南市   |
| 徳島県  | 徳島市   |
| 香川県  | 高松市   |

|     |                |   |
|-----|----------------|---|
|     | 愛媛県            | 松山市   |
|     | 高知県            | 高知市   |
|     | 福岡県            | 久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、糟屋郡粕屋町、糟屋郡志免町、糟屋郡篠栗町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、糟屋郡宇美町、糟屋郡久山町、宗像郡福岡町、遠賀郡水巻町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、筑紫郡那珂川町、京都郡苅田町 |
|     | 佐賀県            | 佐賀市   |
|     | 長崎県            | 長崎市、佐世保市、西彼杵郡高島町、西彼杵郡崎戸町、西彼杵郡香焼町、西彼杵郡伊王島町   |
|     | 熊本県            | 熊本市、荒尾市   |
|     | 大分県            | 大分市、別府市   |
|     | 宮崎県            | 宮崎市   |
|     | 鹿児島県           | 鹿児島市  |
|     | 沖縄県            | 那覇市   |
| 3級地 | 1級地及び2級地以外の市町村 |   |

備考 市町村の廃置分合等により、本表に掲げる市町村の区域の級地区分に変更を生ずる場合の当該地域の級地区分については、次による。

- 1 市町村の合体、編入又は境界変更(人口異動を伴わないものを除く。)により異なる級地の地域が同一の市町村の区域に属することとなった場合は、当該市町村の全部の区域について、合体、編入、又は越境変更が行われた日から、その日の前日における当該地域の級地区分のうち最も高い級地区分を適用する。
- 2 市町村の分割、分立、市町村名の変更又は町制若しくは市制の施行(町村の合体又は編入を伴わないものに限る。)が行われた場合は、当該地域については従前の級地区分を適用する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号

訓練手当受給資格認定申請書

山形県知事 殿

平成 年 月 日

申請者氏名

印

訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。

|                                  |   |                        |                                   |                                |         |                 |
|----------------------------------|---|------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|---------|-----------------|
| 申請する手当の種類（該当するものに）               |   | 基本手当                   | 受講手当                              | 通所手当                           | 寄宿手当    |                 |
| 申請者の状況                           | ふりがな<br>氏名  | (性別)<br>男・女            | (生年月日)<br>昭・平 年 月 日生(満 歳)         |                                |         |                 |
|                                  | 住所又は居所  | (入校前)<br>(入校後)         |                                   |                                |         |                 |
| 扶養親族に関する事項（寄宿手当の申請者のみ記入）         |   |                        |                                   |                                |         |                 |
| 家族の状況                            | 氏名  | 申請者との続柄                | 年齢                                | 扶養の有無                          | 同居・別居の別 | 別居しているものの住所又は居所 |
|                                  |   |                        | 歳                                 | 有・無                            | 同・別     |                 |
|                                  |   |                        | 歳                                 | 有・無                            | 同・別     |                 |
|                                  |   |                        | 歳                                 | 有・無                            | 同・別     |                 |
| 求職者給付等の受給資格、生活保護の受給（該当するものに） 有・無 |   |                        |                                   |                                |         |                 |
| 雇用保険求職者手当                        |   | 船員失業給付金                | 国家公務員等失業者退職手当                     | 生活保護                           |         |                 |
| その他( )                           |   |                        |                                   |                                |         |                 |
| 職業訓練を行う施設の確認欄                    | 訓練期間  | 自平成 年 月 日<br>至平成 年 月 日 | 訓練科目                              |                                |         |                 |
|                                  | 通所距離  | km                     | 通所手段(該当するものに) 徒歩 バス 鉄道 自動車 その他( ) |                                |         |                 |
|                                  | 寄宿舎の入居状況 入居(平成 年 月 日) ・ 入居していない   |                        |                                   |                                |         |                 |
|                                  | 上記の申請者は(公共職業訓練・職場適応訓練)を受講していることを証明する。<br>平成 年 月 日 (施設名称、所在地)<br>職業訓練を行う施設の長 印 |                        |                                   |                                |         |                 |
| 県                                | (適用区分) 雇用対策法施行規則第 条 項 号(附則第 条 項 号)  |                        |                                   |                                |         |                 |
|                                  | (類似の手当の受給)<br>無・有( )  |                        | (月額)<br>円                         | (受給期間)自昭・平 年 月 日<br>至昭・平 年 月 日 |         |                 |
| 処                                | 添付書類  | 受講指示書写                 | 手帳等の写                             | 通所届                            | 入寮許可書等  |                 |
|                                  |   | 口座振込書                  | 雇用保険、生活保護等                        |                                |         |                 |
| 理                                | 区分  | 日額(月額)                 | 認定年月日                             | 指 定 口 座                        |         |                 |
|                                  | 基本手当  |                        |                                   | 金融機関名<br>支店名<br>口座番号           |         |                 |
|                                  | 受講手当  |                        |                                   |                                |         |                 |
|                                  | 通所手当  |                        |                                   |                                |         |                 |
| 寄宿手当                             |   |                        |                                   |                                |         |                 |
| 欄                                | (備考)  |                        |                                   |                                |         |                 |

通所手当の申請を行う者は、別紙「通所届」を添付すること

別紙

通 所 届

平成 年 月 日

申請者氏名

| 順路           | 通所方法の別 | 区 間       | 距 離<br>(概 算)           | 乗車券等の種類 | 左欄の乗車券等の額 | 備 考 |
|--------------|--------|-----------|------------------------|---------|-----------|-----|
| 1            |        | 住 居 から まで | km                     |         | 円         |     |
| 2            |        | から まで     | km                     |         | 円         |     |
| 3            |        | から まで     | km                     |         | 円         |     |
| 4            |        | から まで     | km                     |         | 円         |     |
| 5            |        | から まで     | km                     |         | 円         |     |
| 6            |        | から まで     | km                     |         | 円         |     |
| 通所経路略図（経路朱線） |        |           | 総 通 所 距 離（概 算）         |         | km        |     |
|              |        |           | 総 所 要 時 間（概 算）         |         | 時間 分      |     |
|              |        |           | 平均 1 箇月間の運賃等の負担額       |         | 円         |     |
|              |        |           | 他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等 |         |           |     |
|              |        |           |                        |         |           |     |

（記入上の注意）

- 1 この通所届には通常行っている通所の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないでください。
- 2 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、鉄道 線等の別を記入してください。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、1 箇月定期、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入してください。
- 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、1 箇月定期の額、10枚綴回数券の額等、乗車券に応ずる額を記入してください。
- 5 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入してください。
- 6 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入してください。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号により作成した用紙は、当分の間使用することができる。